

平成27年労第20号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC組合に採用され、水産物の加工作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、ガッターマシン（魚の内臓除去機）内に詰まった魚を取り除こうとして前屈みになり、魚の尾を掴んで引き抜こうとした（以下「本件作業」という。）際、常時装着しているコルセットで胸が圧迫され、痛みが出現した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診し、X線撮影をしたが骨に異常は認められず、同月〇日、E病院に転医し、翌年〇月〇日、MRI撮影を行ったところ「第7胸椎圧迫骨折」（以下「本件骨折」という。）と診断された。

請求人は、本件骨折は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人が受傷した本件骨折は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、これを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が受傷した本件骨折が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件骨折は業務上の事由によるものである旨主張するので、請求人の主張を踏まえ、以下検討する。

請求人は、本件災害の発生状況について、平成○年○月○日、本件作業時に、腰痛防止の目的で日常的に装着していたコルセットが移動して胸が圧迫され痛みが生じ、検査の結果骨折が判明したと述べている。

他方、請求人は決定書理由第2の2の(1)のウに説示のとおり、平成○年○月○日以降同年○月○日までの間、骨粗鬆症、第12胸椎圧迫骨折の疑い、第1、2腰椎圧迫骨折の疑い、胸椎圧迫骨折などの傷病名で複数の医療機関に受診している。

F医師は平成○年○月○日付け意見書において、本件災害発生状況を踏まえ、強い外力の影響を受けずに生じる圧迫骨折の発生機序について、「骨粗鬆症のある場合は発生することもある。」と述べている。また、同日作成の面談確認書において、本件骨折について、「普通はこの程度の動作で圧迫骨折を起こすとは考えられない。」と述べている。また、G医師は、同年○月○日付け意見書において、本件災害発生状況に本件骨折を発生させる危険があったか否かについて、「一般的には危険があったと認められない。」と述べ、同日作成の面談確認書において、「請求人の骨密度はかなり低い数値である。この数値から考えれば、多少のことでも骨折を引き起こす可能性はある。(中略)コルセットを装着して圧

迫骨折を起こすことはない。」と述べている。

請求人の主張、医療機関への受診状況及び上記医師の意見を踏まえ、本件一件記録を精査したが、請求人は上記のとおり本件災害発生の約3か月前に骨粗鬆症と胸椎圧迫骨折等の傷病名で医療機関に受診しており、骨粗鬆症の基礎疾患を有していたものと認められるところ、本件骨折については、請求人の基礎疾患に起因するものと考えざるを得ない。したがって、本件骨折と業務との間に相当因果関係があったとは認められない。

なお、請求人は、本件災害の数日前に水槽に左前胸部を打撲したとの主張もしているが、当該主張についてG医師は、平成〇年〇月〇日作成の面談確認書において、「骨粗鬆症で肋骨部に骨折がなければ、椎体に与える影響はないと考える。」と述べている。当審査会としても、G医師の意見は妥当であることから、水槽に左前胸部を打撲し本件骨折に至ったとの請求人の主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。